

医療事故調査制度創設への途(2) －医師法第21条についての厚労省見解抜粋－

中央区・清瀧支部 小田原良治
(小田原病院)

前号で医師法第21条は「外表異状」で決着した旨、簡単にご紹介した。時々筆者が質問を受けることに、厚労省見解の記録を教えてほしいというものがある。今回は、重要な厚労省発言抜粋を記載したい。

1. 2012年10月26日第8回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会 議事録(抜粋)

田原医事課長

医事課長でございます。

まず、参考資料2をごらんいただければと思います。医師法21条では、「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に警察署に届け出なければいけない」というものでございまして、その犯罪の痕跡をとどめている場合があるということで、こういった届出義務を規定したというものでございます。

今、有賀先生のほうからご質問がありましたけれども、厚生労働省が診療関連死について届け出るべきというようなことを申し上げたことはないと思っております。この法律と、ここに書いてある解釈をお示ししているということで、診療関連死というのが何を示すのかというのはちょっといろいろありますが、明示的にそれを届け出なさいということを申し上げてはいないのではないかと思います。

関連して、法医学的な異状を意味するということが書かれていますけれども、この法医学的異状を判断する際に法医学会のガイドラインも参考にしてくださいというようなことは申し上げておりますけれども、それを参考にして、最終的には検案した医師が、異状

であるかどうかということを判断していただくというものですございます。

有賀構成員

一般的の病院に向かってその手の話を発信されなかったということはそうだと思うのですけれども、もし僕の記憶に間違いがなければ、国立病院にはそうなさいませということを配信したというか、意見を国立病院の病院長にはおっしゃったということはあるのではないですか。多分、それを一般の病院が皆まねしたのではないかと思うのですけれども、そこら辺をちょっと教えてください。

田原医事課長

今、ご指摘いただきました、国立病院のほうに対して、リスクマネジメントマニュアル作成指針ということで、そこには、警察への届出として、医療過誤によって死亡または障害が発生した場合、またはその疑いがある場合には、施設長は速やかに所轄警察署に届出を行うというような内容がございます。平成12年だったかと思いますけれども、それについては、これはあくまでも国立病院などに対してお示ししたものであります、国立病院のほうで実際にいろんな対応する際の参考になるように指針を示しているということで、ほかの医療機関について、こういうことをしなさいと言っているわけではないと考えております。

有賀構成員

そうしますと、国立病院でない病院については、そのようなマニュアルになさいませということが届いていなければ、違うマニュアルがあってもよろしいと、こういう話ですね。

田原医事課長

それはそれぞれ、検案した医師が第一義的には判断するものだと考えております。

中澤構成員

そうすると、今の議論は、要するにこれは検死の段階の話であって、医療関連死とは関係がないという解釈でよろしいでしょうか。

田原医事課長

「ケンシ」というのと検案というのはちょっと違いますので、お亡くなりになって、検案を医師がしたときに警察に届け出るかどうかということが論点だと思っております。「ケンシ」という意味合いが、いろんな字がありますので、少し限定して御質問いただければと思います。

中澤構成員

検案というのは、普通は医療が関係しないところで起きた事例について、医師が必ず検証を行わなければいけないという状況の中で検死が行われるという考え方ではいるのですけれども、これは検死にもかなり幅が広いという感じになるのですか。

田原医事課長

検案は外表を見て判断するとなっておりませんけれども、その亡くなられた死体があって、死体の外表を見たドクターが検案して、そのときに異状だと考える場合は警察署に届け出てくださいということだと考えております。

中澤構成員

それは、外表を見てということは、外表だけで判断されるということでよろしいわけですね。

田原医事課長

基本的には外表を見て判断するということですけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それを考慮に入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検案をして、死体の外表を見て、

異状があるという場合に警察署のほうに届け出るということでございます。これは診療関連死であるかないかにかかわらないと考えております。

中澤構成員

そうすると、外表では判断できないものは出さなくていいという考え方ですか。

田原医事課長

ですから、検案ということ自体が外表を検査するということでございますので、その時点で異状とその検案した医師が判断できるかどうかということだと考えています。

中澤構成員

判断できなければ出さなくていいですね。

田原医事課長

それは、もしそういう判断できないということであれば届出の必要はないということになると思います。

2. 2014年3月8日 医療を守る法律研究会 講演会（於、鹿児島市）大坪寛子医療 安全推進室長講演議事抜粋

大坪医療安全推進室長

大綱案の評判が悪かったのは、それだけではなくて、ずっと出てます、医師法21条の問題がございますが、それと取引をしたような形になっているところで、警察と取引をすると。医師法21条を削除するかわりに、一部の黒の事案については警察に届けますよと言ったような形になったところが、やっぱり一部の診療科においては、評判が悪かったという経緯がございます。

この20年の大綱案は、法律案は提出にまで至っておりませんで、未だに、刑法と民法以外に、その医療事故というものを判断する機関がないままずっと経過をたどっているということでございます。

この21年、22年あたりに政権交代も踏まえまして、もう一度、一から議論をし直して、

今回の法案のたたき台になったというところですが、まったく考え方を変えておりまして、その医師法21条の話については、じゃあ、どういう解釈なんだ、ということを今一度求められましたので、先ほど、小田原先生から紹介いただきました、「医師法21条というものは、すべての診療関連死を届け出ろといっているものではありません」と、ということと、最高裁の判例を踏まえて、「外表異状説」というものを、医師法の担当課の医事課長の方から、今一度、お話をさせていただいたところで、それを踏まえて、では、真に再発防止に資する制度というものはどういうものかという議論を1年半ほどしていただきました。

3. 平成26年6月10日 参議院厚労委員会 議事抜粋

小池 晃君

最後に、大臣に医師法21条について聞きたいと思います。

2001年4月3日の当委員会で、私の質問に対して当時の医政局長は、医師法21条の規定は医療事故そのものを想定した規定ではないというふうに答弁しました。

しかし、その後の動きの中で拡大解釈が広がりました。改めて、医師法21条についての厚労省の解釈をお述べいただきたいと思います。

国務大臣（田村憲久君）

医師法第21条でありますけれども、死体又は死産児、これにつきましては、殺人、傷害致死、さらには死体損壊、墮胎等の犯罪の痕跡をとどめている場合があるわけでありまして、司法上の便宜のために、それらの異状を発見した場合には届出義務、これを課しているわけであります。医師法第21条は、医療事故等々を想定しているわけではないわけでありまして、これは法律制定時より変わってお

りません。

ただ、平成16年4月13日、これは最高裁の判決であります、都立広尾病院事件でございます。これにおいて、検案というものは医師法21条でどういうことかというと、医師が死因等を判定するために外表を検査することであるということであるわけであります。一方で、これはまさに自分の患者であるかどうかということはこれは間わないということでありますから、自分の患者であっても検案というような対象になるわけであります。

さらに、医療事故調査制度に係る検討会、これ平成24年10月26日でありますけれども、出席者から質問があつたため、我が省の担当課長からこのような話がありました。死体の外表を検査し、異状があると医師が判断した場合にはこれは警察署長に届ける必要があると、一連の整理をいたしますと、このような流れの話でございます。

おわりに

医師法第21条は「外表異状」との司法判断に続いて、厚労省が行政として「外表異状」を追認したことにより、医療事故調査制度創設は一気に進展することとなった。医療事故調査制度の施行に係る検討会は、医師法第21条は「外表異状」であるとの前提に立って議論が進んだのである。筆者らの主張どおり、医師法第21条と医療事故調査制度を切り分けるとともに、医師法第21条が「外表異状」との前提に立って医療事故調査制度は医療安全の制度として構築されたのである。